

呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務公募型 プロポーザル審査要領

呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務の委託先を選考するにあたり、「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査に関する事項を次のとおり定める。

1. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行う。

- （1）別に定める「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務」に係る提案依頼書に規定する参加資格要件をすべて満たした事業者。
- （2）募集要領に規定する期限内に、参加申し込みを提出した事業者。
- （3）別に定める【別紙7】「呉市広告付き窓口番号案内表示システム設置及び運用業務企画提案書作成要領」により適正に書類を作成した事業者。

2. 審査の項目

総合得点は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は、【別表】「プロポーザル提案書等評価基準」のとおりとする。

3. 選定委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを聴取する選定委員会を開催する。なお、企画提案書が1者であった場合もプレゼンテーションは行うこととする。

（1）日時及び場所

令和8年11月16日（月）から11月20日（金）のうちで日時及び場所は別途通知する。

（2）プレゼンテーション

- ①参加者は事前に提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う。
- ②順番は、企画提案書の提出順とし、別途通知する。
- ③参加者は1事業者当たり5名以内とする。
- ④プレゼンテーションは、準備、発表、質疑応答時間を含め60分以内とする。

4. 審査の方法

- （1）選定委員会は、提出された企画提案書とプレゼンテーションを基に、各選定委員により審査を行う。
- （2）選定委員会の評価は、【別表】「プロポーザル提案書等評価基準」に基づいて行う。

- (3) 審査は100点満点とし、最低基準点を60とする。最低基準点を超え、かつ見積額が予算限度額を超えていない者だけを評価対象とする。各選定委員は、評価基準の項目ごとに採点し、評価表」により算出された評価点を基準とした総合的な評価方法により判断する。
- (4) 各選定委員の評価点の合計値で順位付けを行い、最も評価点の高い提案者を最優先候補者とし、順次に評価点の高い提案者を次点候補者とする。
- (5) 上記(4)において、合計値が同点であった場合は、経費点の高い提案者を最優先候補者とし、次に高い提案者を次点候補者とする。
- (6) 上記(5)においても同点であった場合は、運用保守点が高い提案者を最優先候補者とし、次に点が高い提案者を次点候補者とする。
- (7) 上記(6)においても、合計点が同じである場合は、選定委員会で協議の上、委員長が最終決定し、最優先候補者と次点候補者を選定する。

5. 審査結果の通知

- (1) 全提案者に対し、書面により審査結果を通知する。
- (2) 事業者決定後には、呉市ホームページに公表する。
- (3) 審査結果についての異議は受け付けない。

6. プロポーザルの取扱いについて

- (1) プロポーザルの提出は、1事業者につき1案のみとする。
- (2) プロポーザルへの参加費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (4) 提出されたプロポーザル関係書類は、本プロポーザルの選定以外には使用しない。
- (5) 提出期限後のプロポーザル関係書類の再提出、差し替えは、一切認めない。

7. その他

- (1) 選定により最優先候補者となった者は、後日、業務仕様書、提案されたプロポーザル等に基づき、改めて見積書を提出していただき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結する。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがある。
- (2) 最優先候補者との契約が合意に達しない場合は、次点候補者から順次契約交渉を行っていく。

【別表】 プロポーザル提案書等評価基準

項番	大分類	中分類	評価項目
1	実現性 (20 点)	①企業理念 ②他自治体の 運用実績	①先進技術の取り入れ，導入に係る体制，運用支援などにより評価 ②過去 5 年以内の他自治体の導入・運用実績により評価
2	機能性 (30 点)	①デザイン ②操作性 ③運用のしやすさ ④転送機能など	①市の窓口となる受付発券機としてふさわしいか ②高齢者への視認性・音声案内のわかりやすさ ③バックヤードの表示・発券機の時間制御・職員用機能などにより評価 ④転送機能など，運用のしやすさなどにより評価
3	Web 対応 (5 点)	①混雑状況確認 ②呼出通知機能 ③予約機能など	①業務別待ち人数、呼出番号、不在番号等を Web で確認できるか ②メール等により呼出状況を通知できるか ③予約機能の有無などにより評価
4	統計管理 (10 点)	①統計支援 ②運用変更対応	①統計を行うのに有用な機能体系をしているか 必要な統計情報を出力できるか ②将来の運用変更などの対応について，保守内外や職員による設定 変更できるかなどにより評価
5	広告付運用 (5 点)	広告付き運用との適合性	・ 公告表示により窓口呼出機能の視認性が失われないか ・ 行政情報・啓発情報等の表示と併用しやすいか ・ 広告を行うことによるメリットなどにより評価
6	運用・保守 セキュリティ (10 点)	①運用支援 ②保守体制 ③セキュリティ	①設置スケジュール、設定、研修、運用開始前後の支援 ②保守の連絡体制、対応計画，定期保守などにより評価 ③サプライチェーンリスクに対する取り組み姿勢などにより評価
7	経費 (20 点)	導入・初年度費用及び運用保守 5 年間の総費用	20×最低見積価格 / 見積価格 で算出する。 ※最低見積価格とは，複数の事業者のうちから提示された最も低い見積額のことをいう。 ※算出された数値は四捨五入し，整数での点数にする。